

答 申

1 審査会の結論

福岡県知事（以下「実施機関」という。）が、平成21年6月29日21飯農第4816号で行った公文書非開示決定（以下「本件決定」という。）は、妥当である。

2 異議申立てに係る対象文書の開示決定状況

異議申立てに係る対象文書（以下「本件文書」という。）は、平成13年度に福岡県小規模零細地域営農確立促進対策事業費補助金（以下「本件補助金」という。）の交付対象となった〇〇市町村実施の農畜産物処理加工施設工事（以下「本件工事」という。）に関し、補助対象経費である本件工事の測量設計監理費の審査資料として提出された当該監理費の内訳が分かる書類（以下「内訳明細書」という。）を、実施機関が審査後に〇〇市町村に返却した際の送り状である。

実施機関は、本件文書を作成も取得もしておらず、存在しないとして、福岡県情報公開条例（平成13年福岡県条例第5号。以下「条例」という。）第11条第2項の規定により本件決定を行った。

3 異議申立ての趣旨及び経過

(1) 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、実施機関が行った本件決定の取消しを求めるというものである。

(2) 異議申立ての経過

ア 平成21年6月11日付けで、異議申立人は、実施機関に対し、条例第6条第1項の規定に基づき、本件文書の開示請求を行った。

イ 平成21年6月29日付けで、実施機関は、本件決定を行い、その旨を異議申立人に通知した。

ウ 平成21年7月16日付けで異議申立人は、本件決定を不服として、実施機関に対して異議申立てを行った。

4 異議申立人の主張要旨

異議申立書及び口頭意見陳述における異議申立人の主張を要約すると、次のとおりである。

(1) 申請書を受け付け、内訳明細書のみを市町村へ返却したとの説明であるが、一般的にはあり得ないことと考える。

(2) 返却した際の公文書もないというようなずさんな文書管理に問題がある。

5 実施機関の説明要旨

実施機関が本件決定を行った理由を要約すると、次のとおりである。

本件工事における測量設計監理費は、事業実施主体である〇〇市町村において、3者指名競争入札の結果、最低価格落札者と契約した額であるため、実施機関は〇〇市町村から提出された、内訳明細書等の入札及び契約に係る関係書類を審査した上で適正であると判断し、これらの書類は審査完了後に〇〇市町村に返却したものである。

なお、その際には、公文書による依頼及び返却を行っていないため、異議申立人がいう返却した際の送り状についても作成していない。

6 審査会の判断

(1) 本件文書について

〇〇市町村は、本件工事について実施機関から本件補助金の交付を受けるため、平成14年1月に実施機関に補助金交付申請書、事業実施設計書、内訳明細書等を提出した。

実施機関は、これらの書類を審査し、事業の目的及び内容、金額の算定その他の記載事項が適当であると認め、同月、補助金交付決定を行った。

異議申立人が開示を求めた本件文書は、これらの書類のうち内訳明細書を実施機関が〇〇市町村に返却した際の送り状である。

なお、実施機関によれば、内訳明細書は審査のための補助的書類であり、交付申請書そのものとは異なり特に厳格な取扱いを要しないため、審査後速やかに〇〇市町村に返却したとのことであるが、補助金交付申請の審査に当たり、入手した各種関係資料は、交付要綱等に定めがあるもの以外は、実施機関の裁量によりその重要度に応じて保存、返却等の取扱いがなされている。

(2) 本件文書の存否について

文書の返却に際しては、実施機関が文書事務を行う際の定めである福岡県文書管理規程（昭和61年4月福岡県訓令第1号。以下「文書規程」という。）において送付状を付けるべきかどうかの定めはないため、相手に確実に渡すために封筒に宛名を書いて郵送、手交するといった方法も手続上は問題はなく、通常の業務でも行われている。よって異議申立人がいうように補助金の申請書の審査書類を返却する際に送り状を必ず付ける必要があるわけではなく、実施機関が本件文書を作成していないという説明は不合理ではない。

なお、文書規程別表の文書保存期間基準表によると、行政行為・行政事務一般

の項目の「照会、回答、送付その他の一般往復文書で一時的なもの」は、保存期間が1年未満とされている。本件文書が作成されているとすれば、その原本は〇〇市町村へ送られており、実施機関はその控えを保有することになるが、当該基準に従えば作成年度の翌年度の平成14年度末までには廃棄されている性質のものである。

当審査会では、平成22年1月18日に飯塚農林事務所を訪問し、平成13年度の文書分類表を確認したが、送付状の控えを綴るためのファイルは存在しなかった。

また、当該文書分類表において、本件工事に係る本件補助金関係ファイルで保存期間中のものがあることが確認できたため、これらのファイルを見分したが、本件文書は存在しなかった。

(3) 結論

以上の理由により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。